

市立旭川病院保育所業務受託者選定評価基準

提案者名 _____

審査員氏名 _____

基本審査項目		選定基準	点数	満点	評価	配点
1	運営方針（保育所運営に当たっての基本的な考え方）					
	1	施設の設置目的に合致した内容であるか		3	優れている 普通 劣る	3 2 1
	2	保育所を運営するにふさわしい経営理念を持っているか		3	優れている 普通 劣る	3 2 1
	3	利用者（入所児及び保護者）に対して公平かつ中立的な立場を保てるか		3	優れている 普通 劣る	3 2 1
2	保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）					
	1	保育目標、保育方針及び指導計画等がすべての児童に良質な保育を提供できる内容になっているか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	保護者にとって、安心して預けられる保育内容となっているか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
3	給食等（食育についての考え方）					
	1	給食の提供及び食育についての考え方		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	おやつ提供について、年齢及び内容等について考慮されているか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
4	安全管理（事故発生時の対応、災害発生時の対応等）					
	1	事故及び災害発生時の対応は明確かどうか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	事故防止のための具体的取組内容		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
5	健康管理、衛生管理（児童の健康管理、食中毒予防等）					
	1	乳幼児の健康管理は適切かどうか、また異常がある場合の対応は適切かどうか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	感染症、食中毒予防に対する考え方が明確かどうか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
6	職員配置（職員配置や勤務体制の計画）					
	1	職員配置や勤務体制の計画が適切かどうか		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
7	保育業務の継続性（現在の当該保育所職員の取扱い、職員の雇用の継続性）					
	1	保育士等の雇用の継続について		10	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2
8	職員研修、職員の健康管理の取組					
	1	職員研修に対する取組内容及び考え方		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	職員の健康管理に対する取組内容及び考え方		3	優れている 普通 劣る	3 2 1
9	保護者との連絡・連携の取組					
	1	日常の保育に対する保護者との連絡・連携の取組内容及び考え方		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
	2	保育所の運営に対する保護者との連絡・連携の取組内容及び考え方		5	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5 4 3 2 1
10	情報管理、情報開示の取組					
	1	情報管理、情報開示に対する取組内容及び考え方		3	優れている 普通 劣る	3 2 1
11	保育所運営に当たっての団体独自の自主事業、特色や業務実績等					
	1	保育所運営に当たっての団体独自の自主事業、特色や業務実績等の提案がなされているか		10	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2
小計				95	※非常に劣るものは0点とする。	
特別審査項目（事務局採点）		選定基準	点数	満点	評価	配点
1	経営的運営能力					
	1	業務に係る事業費積算内訳		5	※評価基準は次ページ記載	
小計				5		
合計				100		

※ 価格評価（特別審査項目）は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上，（最低見積価格+A）未満	→	5
（最低見積価格+A）以上，（最低見積価格+A×2）未満	→	4
（最低見積価格+A×2）以上，（最低見積価格+A×3）未満	→	3
（最低見積価格+A×3）以上，（最低見積価格+A×4）未満	→	2
（最低見積価格+A×4）以上，予算額以下	→	1

◎ 今回の場合

・ 予算額（消費税抜き）	125,802,000 円
・ 最低見積価格（予算額の10分の8）	100,641,600 円
・ $A = (\text{予算額} - \text{最低見積金額}) / 5$	5,032,080 円

100,641,600円以上，105,673,680円未満	→	5
105,673,680円以上，110,705,760円未満	→	4
110,705,760円以上，115,737,840円未満	→	3
115,737,840円以上，120,769,920円未満	→	2
120,769,920円以上，125,802,000円以下	→	1

● 業務に係る事業費積算額 _____ 円

_____ 点